平成２５年（フ）第２５２号
愛媛県東温市西岡748番地３
債務者　北岡　美和
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７０号
愛媛県松山市道後今市１番29号　ピアハウス道後205号
債務者　渡部　貞子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９１号
福岡県久留米市日ノ出町72番地６　久栄ビル302号、前住所福岡県久留米市荘島町16番地15
債務者　久保田榮子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１９４号
福岡県久留米市荒木町荒木4053番地３
債務者　國武　朋子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９９号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目２番53号　古川諏訪改良住宅２号棟205号
債務者　竹内砂智江
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
山梨県南アルプス市西野2179番地
債務者　長谷部昭文
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
長野市大字安茂里1350番地　フォーブル太田102
債務者　清水　　毅
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８４号
名古屋市守山区小幡太田３番１号　アーバンラフレ小幡１号棟407号
債務者　斉木　秀行
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
鳥取県西伯郡大山町塩津147番地
債務者　高見　富夫
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１９号
山口県下関市田倉御殿町２丁目11番地６
債務者　中野　友晶
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
山口県下関市豊北町大字神田上1325番地４
債務者　上野　　直
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
山口県下関市熊野西町３番１―505号　市営熊野西住宅１
債務者　安村　香澄
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
徳島市末広３丁目５番45―308号　コスモＰＡＲＴ１、旧住所徳島県徳島市八万町橋本217番地の10
債務者　大田　博之
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０２号
徳島県板野郡板野町大寺字岡ノ前27番地１
板野第１団地２―13、旧住所徳島県板野郡北島町北村字水神原37番地
債務者　住忠美由紀
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０３号
徳島県板野郡板野町大寺字岡ノ前27番地１
板野第１団地２―13
債務者　住忠　和子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県直方市須崎町３番22号　エイルヴィラ直方駅前805号
破産者　梶谷　雅人
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部